

## 豊川市スポーツ・文化活動等合宿支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊を伴うスポーツ活動又は文化活動を実施する団体を誘致することにより、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、当該団体に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市スポーツ・文化活動等合宿支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 スポーツ活動又は文化活動（第2期豊川市スポーツ振興計画で定めるスポーツの定義又は第2次とよかわ文化芸術創造プランで定める文化芸術の範囲をいう。）において、その技術の向上を目的として練習又は研修等を実施するに当たり、対象宿泊施設に宿泊することをいう。
- (2) 対象宿泊施設 市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業若しくは同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設をいう。
- (3) 参加者 合宿に参加した選手、指導者及び保護者等をいう。
- (4) 公式大会 各種スポーツ競技団体や文化団体の全国組織又はその下部組織が主催する大会をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のいずれにも該当する合宿を実施することとする。

- (1) 1回の合宿において、対象宿泊施設に宿泊した参加者の数に当該宿泊した日数を乗じて得た数が10以上であること。
- (2) 別表に定める施設を利用する合宿であり、公式大会のみの参加のための宿泊でないこと。なお、合宿と公式大会が連続する日程

においては、合宿に係る宿泊のみを対象とする。

- (3) 合宿開始の1週間前までにスポーツ・文化活動等合宿エントリーシートが提出されていること。
- (4) 営利目的でないこと。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的としていないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるものでないこと。

2 補助金の交付の対象となる者は、その本拠地が豊川市の区域外にある団体であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（幼稚園を除く。）又は専修学校の児童、生徒又は学生で構成されるスポーツ競技部及び文化部として認められる団体
- (2) スポーツ少年団又は小学生、中学生、高校生及び大学生で構成されるクラブチームや文化活動団体その他これらに類する団体
- (3) 社会人が所属する企業等のクラブ、サークル等のアマチュアスポーツ及び文化活動団体  
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、宿泊施設に宿泊した参加者1人1泊当たり1,000円とする。

- 2 同一団体が同一年度内において受けられる補助金の上限額は、10万円とする。  
(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、合宿終了日の翌日から起算して1箇月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに豊川市スポーツ・文化活動等合宿支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ・文化活動等合宿実施報告書（様式第2号）
- (2) スポーツ・文化活動等合宿宿泊証明書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、豊川市スポーツ・文化活動等合宿支援事業費補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、豊川市スポーツ・文化活動等合宿支援事業費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市スポーツ・文化活動等合宿支援事業費補助金取消通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設の名称	
スポーツ施設	文化施設
豊川市陸上競技場	豊川市文化会館
豊川市豊川公園野球場	豊川市音羽文化ホール
豊川市弘法山公園野球場	豊川市御津文化会館
豊川市本野原第一公園広場	豊川市小坂井文化会館
豊川市東上野球場	豊川市桜ヶ丘ミュージアム
豊川市足山田野球場	
豊川市スポーツ公園野球場	
豊川市豊川公園庭球場	
豊川市上長山庭球場	
豊川市小坂井庭球場	
豊川市サッカー場	
豊川市いこいの広場	
豊川市音羽運動公園	
豊川市御幸浜パターゴルフ場	
豊川市柏木浜パターゴルフ場	
豊川市武道館	
豊川市一宮体育センター	
豊川市農業者トレーニングセンター	
豊川市総合体育館	
豊川市御津体育館	
豊川市御津庭球場	
豊川市小坂井B & G 海洋センター	
豊川市赤塚山公園市民のスクエア	
豊川市スポーツ公園サッカー場	
豊川市スポーツ公園ソフトボール場	
三河臨海緑地内臨海球場	
曙グラウンド	